

特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の策定等について

(関係資料)

○「人の移動に関する検討グループ」の検討経緯について

・・・参考資料 3-1

○「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」

・・・参考資料 3-2

○「特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成23年厚生労働省告示第192号）

・・・参考資料 3-3

○「経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針」

・・・参考資料 3-4

○経済連携協定に基づくインドネシア人候補者の受入れについて

・・・参考資料 3-5

○経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ人数等の推移について

・・・参考資料 3-6

参考資料 3-1

「人の移動に関する検討グループ」の検討経緯について

平成22年

11月9日 「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定

(2) 人の移動：看護師・介護福祉士等の海外からの人の移動に関する課題にどう取り組むかについては、「新成長戦略」に掲げる「雇用・人材戦略」の推進を基本としつつ、国内の人口構造の将来の動向や、国民の雇用への影響、海外からの要請、さらには我が国経済発展及び社会の安定の確保も踏まえながら検討する。そのための検討グループを国家戦略担当大臣の下に設置し、平成23年6月までに基本的な方針を策定する。

11月15日 「人の移動に関する検討グループ」の設置（国家戦略担当大臣決定）

議長：内閣府副大臣（国家戦略担当）

構成員：議長が指名する内閣官房副長官、外務副大臣、財務副大臣、厚生労働副大臣及び経済産業副大臣

平成23年

3月11日 「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」【資料3-2】を閣議決定

6月20日 人の移動に関する検討グループにおいて「経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針」【資料3-4】を決定

21日 同方針について、「FTAAP・EPAのための閣僚会合」で報告・了承

23日 「特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（厚生労働省告示第192号）【資料3-3】を公示

【滞在期間延長についての今後の予定】

- ・ 6月下旬以降 滞在期間延長に関する手続の実施
- ・ 7月上旬 法務省告示（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件）が公示予定

経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人
看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

平成 23 年 3 月 11 日
閣 議 決 定

「包括的経済連携に関する基本方針」（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）に基づき国家戦略担当大臣の下に設置された「人の移動に関する検討グループ」（平成 22 年 11 月 15 日国家戦略担当大臣決定）において、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「日インドネシア EPA」という。）及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 20 年条約第 16 号。以下「日フィリピン EPA」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人及びフィリピン人の看護師候補者並びに介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて検討を行ってきたところ、同グループにおける検討結果を踏まえ、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

日インドネシア EPA 又は日フィリピン EPA に基づき本邦に入国・滞する外国人看護師・介護福祉士候補者は、協定に基づく滞在期間中に国家資格を取得できない場合、帰国することとなるが、受験時期までの就労・研修期間が短かった事情はあるものの、これまでのところ国家資格取得者の数は非常に限られており、候補者が国家資格取得という目的を達成することが容易ではないことが判明した。

本件決定は、上記「包括的経済連携に関する基本方針」における「国を開く」という観点から、また、相手国との関係で一定の外交上の配慮が求められる状況の下、一定の範囲の外国人看護師・介護福祉士候補者が、協定外の枠組みにおいて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

2. 本邦に滞在している外国人看護師・介護福祉士候補者の特例的な滞在期間の延長

政府は、日インドネシア EPA 及び日フィリピン EPA に規定する義務を超えて、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援を平成 22 年度から本格的に開始したところである。この本格的な支援が開始される前の平成 20 年度又は平成 21 年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわちインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者第 1 陣及び第 2 陣並びにフィリピン人看護師候補者及び

介護福祉士候補者第1陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第1陣」という。）については、外交上の配慮の観点から別途の扱いとすることも許容されとの考え方から、日インドネシアEPA及び日フィリピンEPAによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、3. の一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とするため、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とする。

3. 滞在期間の延長を認めるに当たっての条件

(1) インドネシア人第1陣看護師候補者

インドネシア人第1陣看護師候補者のうち、次のいずれにも該当する場合に限り、所要の手續及び審査を経て、2. のとおり一年間の追加的滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から平成23年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 平成22年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間の延長の対象者

2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、インドネシア人看護師候補者第1陣以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）が、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、就労開始後に行う研修に対する政府による支援を受けた程度及びインドネシア人第1陣看護師候補者に対して適用する3. (1) オの基準（注：その他の対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には3. (1)と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて検討する。

(以上)

平成23年厚生労働省告示第192号
(平成23年6月23日公示)

特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、平成二十年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」(平成二十三年法務省告示第 号。以下「法務省告示」という。)の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例インドネシア人看護師候補者の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十三年度に実施される看護師国家試験(以下「平成二十三年度試験」という。)の合格を目指す特例インドネシア人看護師候補者が看護師の資格(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。)の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

二 定義

この指針における用語の定義は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」(平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「協定指針」という。)第一の四に定めるもののほか、次の1から3までに定めるところによる。

- 1 特例インドネシア人看護師候補者 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 2 特例受入れ機関 その設立している施設において雇用する契約を特例インドネシア人看護師候補者との間で締結した日本国内にある医療法人等の公私の機関をいう。
- 3 特例受入れ施設 在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の活動に従事するため、特例インドネシア人看護師候補者が特例受入れ機関との雇用契約に基づき就労する病院をいう。

三 特例インドネシア人看護師候補者及び特例受入れ機関の責務

1 特例インドネシア人看護師候補者の責務

特例インドネシア人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、平成二十三年度試験の合格を目指して取り組むものとする。

2 特例受入れ機関の責務

特例受入れ機関は、特例インドネシア人看護師候補者が平成二十三年度

試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、特例インドネシア人看護師候補者の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の確保に取り組むものとする。

第二 看護師の資格取得前の特例受入れ機関における研修としての就労

一 特例インドネシア人看護師候補者の要件

特例インドネシア人看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の1から3までに掲げる要件を満たさなければならない。

- 1 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「日インドネシア協定」という。）附属書十第一編第六節1の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例インドネシア人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との雇用契約に基づいて、次の（1）及び（2）の活動に従事する者であること。

（1） 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから平成二十三年度試験まで継続して行われる、看護師の監督の下での研修を通じた病院における平成二十三年度試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

（2） （1）の活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

- 2 第一の三の1の責務にのっとり、三の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

- 3 平成二十年度に入国したインドネシア人看護師候補者であって平成二十二年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十二年度試験」という。）において不合格であり、かつ、平成二十二年度試験の得点が、外務省から厚生労働省に対して通知のあった人数の順位に該当する者が獲得した得点以上の者であること。

二 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の1から3までに掲げる要件を満たさなければならない。

- 1 協定指針第二の一の3を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「インドネシア人看護師候補者が」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者が」と、「4の（1）の看護研修計画」とあるのは「三の看護研修改善計画」と、「受入れ機関」とあるのは「特例受入れ機関」と読み替えるものとする。

- 2 第一の三の2の責務にのっとり、三の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

- 3 次の（1）から（3）までに掲げる報告を適切に実施する機関により設立されたものであること。

（1） 在留資格変更時報告

その雇用する者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受

けたときは、その旨及び三の看護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告すること。

(2) 定期報告

イ 1 の特例受入れ施設の要件の遵守状況及び四の雇用契約の要件の遵守状況について、平成二十四年一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告すること。

ロ その雇用する各特例インドネシア人看護師候補者の研修の実施状況について、平成二十三年十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告すること。

(3) 随時報告

イ その雇用する特例インドネシア人看護師候補者が死亡若しくは失踪した場合、又は当該特例インドネシア人看護師候補者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告すること。

ロ その雇用する特例インドネシア人看護師候補者との雇用契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告すること。

ハ その雇用する特例インドネシア人看護師候補者の平成二十三年度試験の可否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告すること。

ニ その雇用する特例インドネシア人看護師候補者が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告すること。

三 研修の要件

一の 1 の研修は、次の 1 から 5 までに掲げる要件を満たさなければならない。

1 研修内容は、各特例インドネシア人看護師候補者の特性に応じて、平成二十三年度試験の合格を目指すために適切なものとし、特例インドネシア人看護師候補者ごとに、これを実施するための看護研修改善計画が作成されていること。

2 1 の看護研修改善計画は、平成二十二年度試験の時点における看護研修計画に対する評価を踏まえ、平成二十三年度試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものであること。

3 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

4 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

5 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

四 特例受入れ機関との雇用契約の要件

一の 1 の雇用契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三 看護師の資格取得後の就労

特例インドネシア人看護師候補者であった者が看護師の資格を取得した後

の看護師としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の一による。

第四 厚生労働省による確認

平成二十年度に入国したインドネシア人看護師候補者であって、法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の2及び3の要件、第二の二の2の要件並びに第二の三の1から3までの要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五 受入れ調整機関による相談対応等

一 受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例インドネシア人看護師候補者に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次の1から4までに掲げる事業を実施する。

1 特例受入れ機関からの報告の提出

(1) 第二の二の3の(1)から(3)までに掲げる報告を受理するとともに、特例インドネシア人看護師候補者に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(2) (1)の報告を厚生労働大臣に提出するものとする。

2 特例インドネシア人看護師候補者の出国及び滞在に係る支援

特例インドネシア人看護師候補者が円滑かつ適正に日本から出国し、及び日本に滞在することができるよう、特例インドネシア人看護師候補者に対し、必要な支援を行うものとする。

3 特例インドネシア人看護師候補者からの相談等に対する対応

特例インドネシア人看護師候補者から、特例受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、当該特例受入れ機関に照会を行い、必要に応じて助言等を行うものとする。また、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡の上、問題の解決を図るものとする。

4 特例受入れ機関に対する相談支援

特例受入れ機関から、特例インドネシア人看護師候補者の研修、雇用管理、在留管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行うものとする。

二 受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、特例インドネシア人看護師候補者に対する適切な研修、適正な雇用管理等を確保するため、受入れ調整機関に対し、特例受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な助言を行うものとする。

第六 適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置

厚生労働大臣は、第二の二の3の報告がないときのほか、特例インドネシア人看護師候補者の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入

れ機関から必要な報告の提出を求めるものとする。

経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等 についての基本的な方針

平成 23 年 6 月 20 日
人の移動に関する検討グループ

昨年 11 月に閣議決定した「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき設置された本検討グループでは、主要国・地域との間での高いレベルの経済連携に向け、「国を開く」という観点から適切な国内改革を推進するべく、看護師・介護福祉士等の海外からの人の移動に関する課題にどう取り組むかについて検討を進めてきた。

インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定（EPA）に基づき実施されている看護師・介護福祉士候補者の受入れに関しては、日本語能力の不足等に伴い、現場でのコミュニケーションの問題も見られるとともに、看護師候補者の国家試験の合格率が低迷し、また看護師・介護福祉士候補者の受入れ希望施設が減少傾向にあるなど、現在の受入れの枠組みの改善が必要となっている。一方、ベトナム、タイ及びインドからも、看護師・介護福祉士候補者等の受入れについて要望が提起されてきている。

今次方針を策定するに当たり、EPAの人の移動に関する分野での当面の課題である看護師・介護福祉士候補者の受入れ等について検討した結果、以下の取組を進めることとした。

I 看護師・介護福祉士候補者受入れに関する取組

・ EPAによる看護師・介護福祉士候補者の受入れ枠組みを改善するため、以下の取組を実施する。

1 日本語能力等の向上に向けての取組

十分な受入れ希望施設を確保し、看護師・介護福祉士候補者の国家試験の合格率及び合格者数を向上させるためには、候補者の日本語能力等の向上が必須である。そのために、本年から開始した訪日前の日本語研修を引き続き着実に実施していくことに加え、相手国の状況や意向を踏まえ、その協力を得つつ、早ければ本年から①候補者に対する現地での日本語能力等の強化、②相手国関係者の我が国看護・介護制度への理解促進のための諸施策の実施に努める。

また、中長期的には、現地主要看護大学等における日本語及び日本の看護・介護事情等の教育の実施や、その際に民間の活力も用いることを目指す。

2 再チャレンジ支援の実施

EPAによる看護師・介護福祉士候補者の中で、国家試験に合格しないまま帰国する者が出てくることが見込まれるが、これら候補者は、一定の日本語能力と日本の病院等での実習経験を有する貴重な人材であることから、引き続き我が国との緊

がりを維持し、これらの候補者が母国への帰国後においても国家試験に再チャレンジがしやすい環境を提供することが望ましい。そのためにeラーニング（注）の仕組みを利用した学習支援や現地での模擬試験の実施等を積極的に進める。

（注）パソコンやコンピュータネットワークなどを利用した教育

3 看護師・介護福祉士候補者受入れに関する各国別の対応

既に交渉が開始されているベトナムの看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、EPAに基づき本年9月までに結論を出すに当たり、ベトナムの看護師資格制度の整備状況や看護カリキュラムの内容等を確認した上で、一定の日本語能力を有する候補者を受け入れる枠組みについて、検討を行う。

インドネシア及びフィリピンからの看護師・介護福祉士候補者の受入れに関し、協定を改正することなく実施可能な制度見直しは、相手国の理解を得た上で、早急に実施する。また、協定見直しに関する交渉に際しては、インドネシア及びフィリピンの意向もそれぞれ踏まえ、両国間の取扱いに配慮しつつ対応することとし、その際、我が国にとって適当と判断される制度の改革の可能性を真摯に検討する。

その他、タイ、インド等からの要請については、先行する国からの受入れに伴う国内の状況等を踏まえて改めて検討する。

II その他の取組

EPAに基づき受け入れている看護師・介護福祉士候補者の国家試験合格率・合格者数を向上させる観点などから、本検討グループの議論において、①母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用、②看護師・介護福祉士国家試験の出題範囲の適正化、③介護福祉士国家試験の複数回の受験機会の提供、④介護福祉士候補者の定員配置基準換算の見直しについて検討すべきとの問題提起もなされた。これらの諸点の多くは、看護師・介護福祉士制度やそれらの国家試験制度の根本的な変更を惹起するものであることから、その適否について、当該制度の趣旨や患者・利用者への影響、実現可能性等も踏まえつつ、検討を行うこととする。

また、看護師・介護福祉士以外の分野の人の移動に関する各国からの要望については、それぞれの交渉に際して、相手国の要望内容を精査の上、個別に検討を行う。

III 今後の対応

今後とも、「人の移動に関する検討グループ」を随時開催し、上記の取組の実施状況を確認するとともに、包括的経済連携に関する基本方針に基づき、更なる取組について引き続き検討を行う。

（以上）

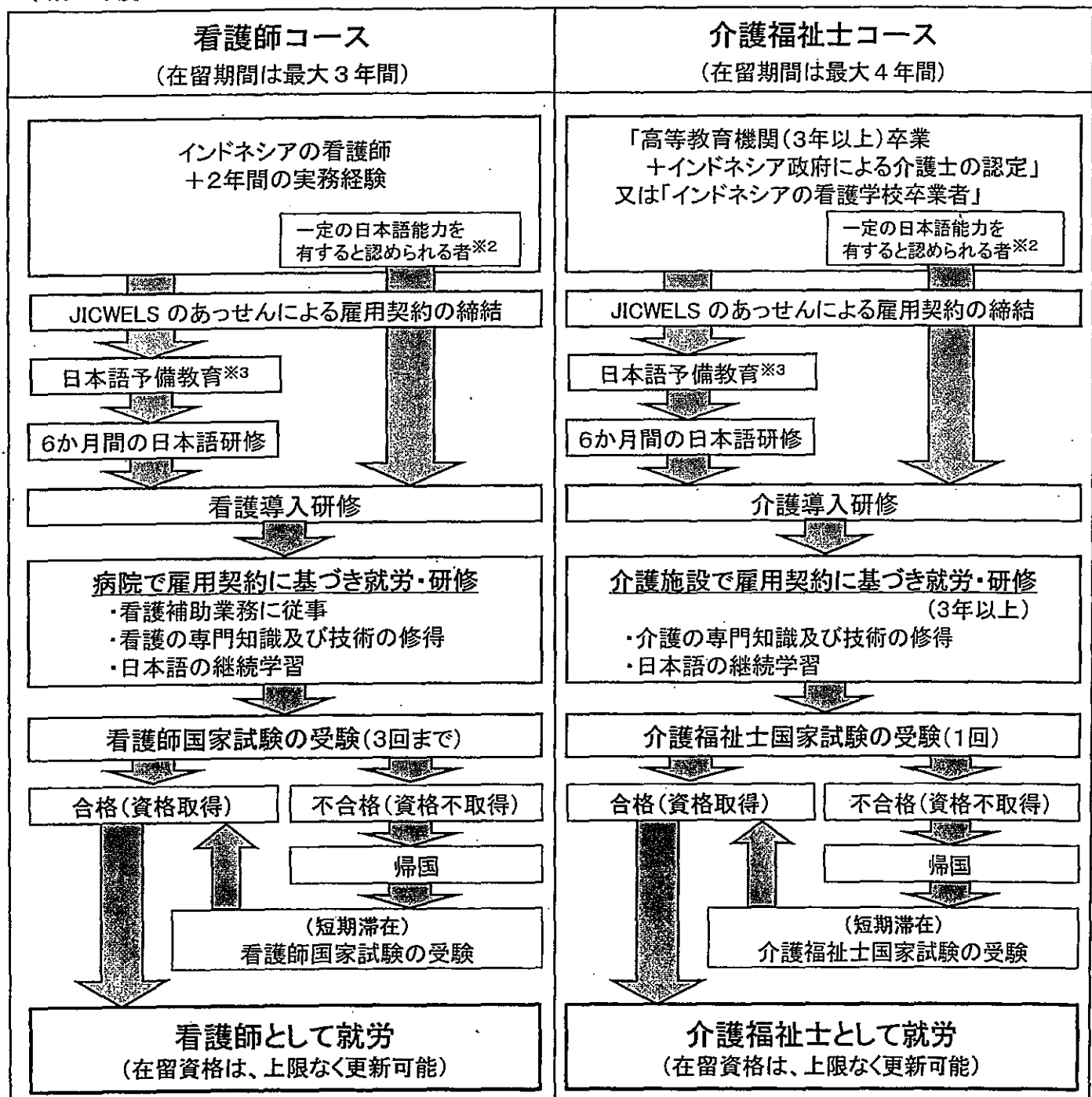
平成23年度 経済連携協定に基づくインドネシア人候補者の受入れについて

趣旨・目的等

- ・日インドネシア経済連携協定（平成20年7月1日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成20年度は208人（看護104人、介護104人）、平成21年度は362人（看護173人、介護189人）、平成22年度は116人（看護39人、介護77人）が入国。
平成23年度は105人（看護47人、介護58人）が入国又は入国予定（※1）。



※1 今後、雇用契約の締結、査証審査等の過程で、入国人数はこれより減少する可能性がある。

※2 日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力がある場合(累計7人(看護0人、介護7人))

※3 協定外の枠組みで行うもの。

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の 受入れ人数等の推移について

平成23年5月29日現在

図1 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ希望人数の年次推移

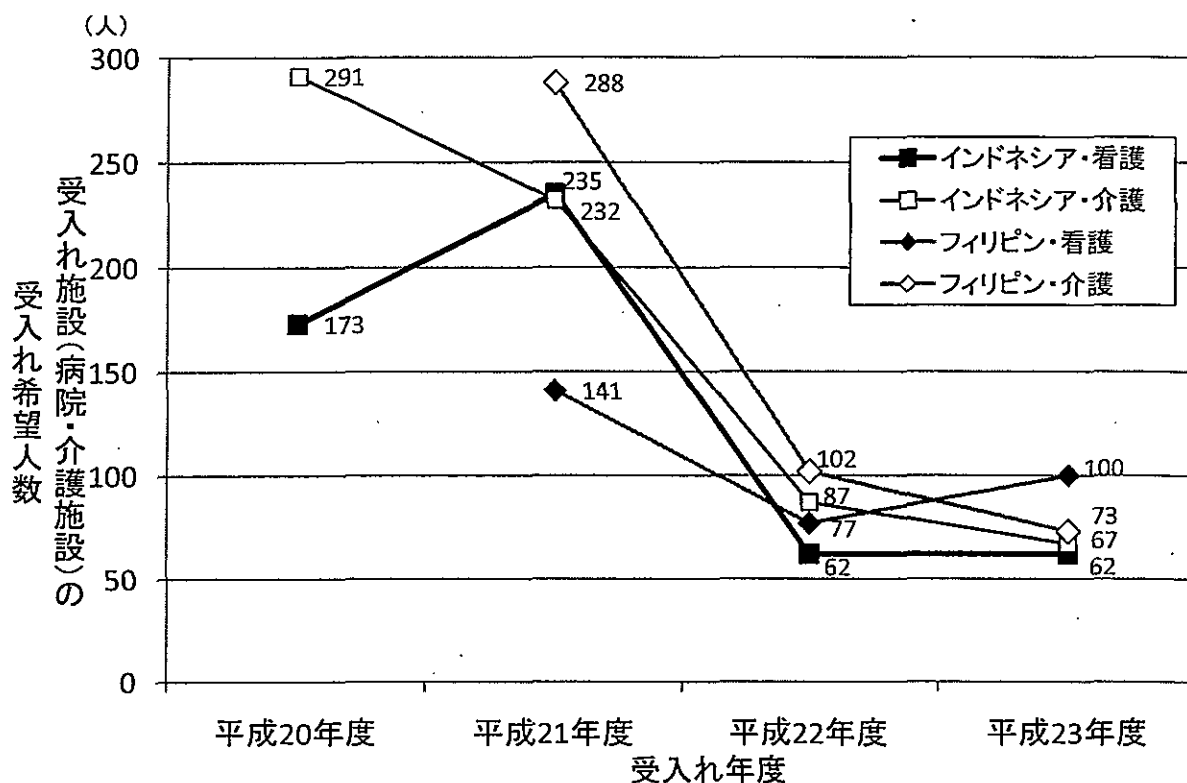
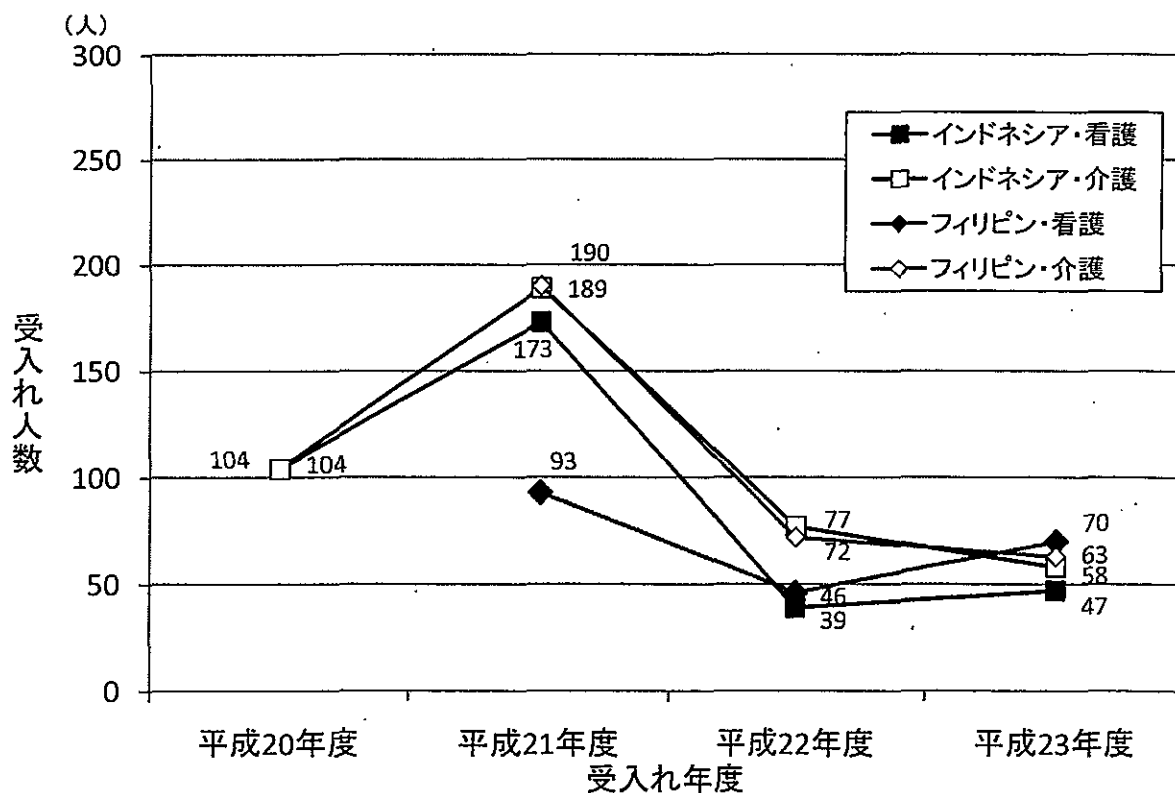


図2 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士の受入れ人数の年次推移



(注) 入国済みのフィリピン・看護を除き、平成23年度の受入れ人数は、今後、雇用契約の締結、査証審査の過程で、最終的な受入れ人数はこれより減少する可能性がある。